

～H27. 最低賃金のお知らせ～

いつもお世話になっております。
 8月頃に一度、最低賃金案のお話をさせて頂きましたが、金額と発効日が決定しましたので、お知らせ致します。
 近畿とその他一部の地域は下記の通りになります。

県	新・最低賃金	(旧・金額)	発効日
奈良	740円	(724円)	10/7
大阪	858円	(838円)	10/1
兵庫	794円	(776円)	10/1
京都	807円	(789円)	10/7
滋賀	764円	(746円)	10/8
和歌山	731円	(715円)	10/2
三重	771円	(753円)	10/1
東京	907円	(888円)	10/1
神奈川	905円	(887円)	10/18
愛知	820円	(800円)	10/1

県ごとに金額が違ふことは勿論ですが、
 発効日も県によって異なりますので、ご注意お願い致します。

最低賃金、近畿圏(最下位から2位)は奈良ですが、果たして実際に生活費、物価などが近畿で2番目に安いのでしょうか...。いすいかにしても、平成27年の最低賃金はこちらの金額で決定しますので、皆様ご確認お願い致します。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。